

● 医科点数表第2章第10部手術の通則4、5、6に掲げる手術等
実績集計期間：2024年1月～2024年12月

区分	アイウ	区分名	件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0
	イ	黄斑下手術等	0
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
区分2	ア	靭帯断裂形成手術等	9
	イ	水頭症手術等	0
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	0
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	0
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分3	ア	上顎骨形成術等	0
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0
	ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分4		胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	0
その他	ア	人工関節置換術	65
	イ	乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	21
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0
	オ	経皮的冠動脈ステント留置術(急性心筋梗塞に対するもの)	9
		経皮的冠動脈ステント留置術(不安定狭心症に対するもの)	6
		経皮的冠動脈ステント留置術(その他のもの)	16
		経皮的冠動脈粥疊切除術	0
		経皮的冠動脈形成術(急性心筋梗塞に対するもの)	0
		経皮的冠動脈形成術(不安定狭心症に対するもの)	4
		経皮的冠動脈形成術(その他のもの)	16